

(8) 株式会社勝野木材

ア. 調査対象における合法性証明

製材業である(株)勝野木材が調達している原木のほとんどは、国有林材で、ごく一部、岐阜県が実施主体の岐阜県産材の産地と合法性を証明する岐阜証明材推進制度によって認証された「岐阜県産材」を調達している。(株)勝野木材の、現在の原木消費量は、年間1万2千～1万3千 m^3 のペースで推移している。原木の具体的な調達先別調達量は、(株)勝野木材の親族会社であり国有林の生産請負を行っている素材生産業者C社が最も多く、この他、D社の国有林の委託販売材、一部国有林の製品販売所から原木を調達している。

(株)勝野木材が調達しているすべての原木は、伝票等によって合法性が証明されている。同社は、プレカット加工と住宅建築を行っている(株)もりぞうとタイアップして、製品の品質に加え、合法性が証明された木材を使用した安心して購入できる木材・住宅をアピールした販売戦略を構築している。(株)勝野木材では、工場脇に工務店B社のモデルハウスを設置し、施主にモデルハウスと工場を見学してもらって、施主の木材の品質と合法性に関する意識を高め、納得の行く住宅づくりをする活動を行っている。

(ア) 現在行われている合法性証明方法

現在、調査対象範囲で行われている具体的な合法性証明方法は、原木生産者が合法性を確立し、販売時の納品書や請求書の伝票等に、売買した木材が合法木材である旨を記載して、証明していく方法である。

その具体的な例として、市売協社B社の請求伝票を掲載する。伝票に「本販売材は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものです。」との記載がなされている。

(イ) 伝票を利用した合法性証明の問題点

合法性証明は、売買行為が行われるたびに、売買当事者が、書類等で合法性を証明する連鎖を最終消費者まで続けることを、想定している。

顧客から、売買契約をしようとしている商品の合法性の証明を要求された際、伝票を提示すれば、合法性の証明は達成できるが、実際の商取引においては、顧客に原料や商品の購入代金を提示できない場合が多い。このため、顧客から合法性証明の要求があった場合は、商品の仕入先に、商品金額の記載がされていない合法性証明書の発行を要求するケースがあり、最近、このような事例が増加している。

「合法木材マーク」の製品への表示については、「合法木材マーク」を表示できる業者は表示したら良いのではないかとの意見。ただしここまで合法性証明の制度が、プレカット業者を含めて浸透しているので、現段階で「合法木材マーク」を製品に表示したとしても、追加行為による特段の効果は見込めないのではないかとの意見であった。

現在、東海地区では、合法性とともに産地証明のための仕分けを行う業者が増加しつつあるという。特にプレカット業者から、合法性と産地の証明ができる製品への要望が増えてきているので、このような需要者からの要望に応じ、原木の産を県別に作り、製造工程と製品を管理する製材工場も現れている。